

平成31年度 広島県障害者支援課 主要事業の概要

「広島県障害者プラン」に基づき、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向けて、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、「第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努める。

■障害者支援課所管事業の予算額

平成30年度当初予算額	平成31年度当初予算額	増減額
28,331,851千円	28,805,791千円	+473,940千円

■主要事業の概要 ※（ ）内は平成30年度当初予算額

1 障害への理解と協働による共生

(1) 「あいサポートプロジェクト」実施事業（人材育成） 予算額：6,601千円（6,661千円）

県民、企業・団体等に向けて、あいサポート研修を実施するとともに、企業・地域において障害者への支援活動の推進役となる、あいサポートリーダーを養成し、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す。

(2) 障害者差別解消法施行対応

障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日）に伴い、次の事業を実施する。

ア 障害者差別解消支援地域協議会の運営 予算額：1,063千円（1,043千円）

障害者差別解消支援地域協議会を広島県障害者自立支援協議会の専門部会として運営するとともに、関係団体や市町の取組への支援等に取り組む。

イ 心のバリアフリー推進員設置事業 予算額：4,869千円（4,804千円）

ヘルプマーク等、障害者に関するマークの普及のための広報啓発や、障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により、県民の心のバリアフリーを推進する。

(3) 障害者虐待防止・権利擁護推進事業 予算額：9,741千円（9,832千円）

障害者虐待防止法に基づき、関係機関との連携協力体制の整備や人材の養成等、必要な措置を講じることにより、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。

区 分	内 容
広島県障害者権利擁護センター運営	虐待事案について、届出の受理や情報提供等を実施
障害者虐待防止・権利擁護研修	市町、障害者福祉事業所等を対象とした研修

2 自立と社会参加の促進による共生

(1) 雇用・就労の促進

ア 障害者経済的自立支援事業【一部新規】 予算額：30,135千円(26,209千円)

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、障害者就労支援事業所等に対し、専門家による製品企画や営業ノウハウ等のスキルを高める研修を実施するとともに、新たに個別面談会や事業所への専門家の派遣等を通じて事業所が抱える課題解決を支援する。

また、事業所製品を広く周知するため、「ひろしまS-1サミット」を開催するとともに、企業等からの受注確保やふれ愛プラザの活性化を図るため、広島県就労振興センターが運営している共同受注窓口の機能強化等を行う。

さらに、農業分野への障害者の就労促進を図る「農福連携による障害者の就労促進事業」について、セミナーや農産物販売イベントの開催等により取組を強化する。

併せて、就労継続支援A型事業所の運営及び事業執行の適正化に向けて、法人・事業所職員等を対象とした研修の実施や県の立入検査に外部専門家を帯同した指導・監査等を平成30年度に引き続き実施するとともに、新たに専門家による就労継続支援A型事業所の指定・取消における県への助言を行う審査体制の構築や、事業所の収益力向上のため経営コンサルタントの派遣等の支援を行う。

イ 障害者就業・生活支援センター運営事業 予算額：51,320千円(51,184千円)

障害者に対し就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い、障害者の就業生活の自立を図る。

区 分	内 容
日常生活支援	障害者等の一般就労や職場定着等に向けた生活上の相談に応じるとともに、助言するなどの支援を行う。 また、圏域毎に設置した圏域就労支援ネットワーク会議を運営し、ハローワーク等の障害者就労支援機関との連携を推進する。
就労移行支援	一般就労に向けてのアセスメントや支援計画の作成を支援するとともに、利用する障害福祉サービス事業所等との連携による支援を一体的に行うための体制構築に向けた取組を行う。

ウ 障害者就労施設等が製作した製品等に対する優先発注等

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が製作した製品等を優先的に発注するとともに、平成30年度からの新たな「広島県工賃向上に向けた取組(第3期)」に基づき、市町と連携して障害者の経済的自立を支援する。

エ 関係機関による一体的な企業等支援(商工労働局と連携)

障害者雇用の増加を目指し、平成26年度に作成した「障害者雇用ビジネスモデル」の推奨により、企業等の障害者雇用を促進する。

(2) 社会参加の推進

ア 広島県聴覚障害者センター運営事業 予算額：23,395 千円 (33,503 千円)

聴覚障害者の情報・意思疎通支援の拠点施設として、平成 29 年 1 月に開設した新センターについて指定管理者による運営を行う。

※施設の主な機能：手話・字幕入りビデオ等の製作・貸出，相談対応，意思疎通支援者の養成・派遣，交流行事の開催，聴覚障害者への各種情報提供等

イ 障害者芸術文化の推進 予算額：12,449 千円 (12,302 千円)

障害者芸術文化の普及啓発や芸術家の育成を図るため、セミナーやワークショップの開催等により障害者の芸術文化活動を支援する取組を行うとともに、「あいサポートアート展」や「あいサポートふれあいコンサート」を開催する。

ウ 地域生活支援事業

障害者が地域において自立した生活ができるよう、地域の実情や障害者の状況に即した事業を展開する。

(ア) 県実施：障害者社会参加推進事業 [一部再掲] 予算額：52,133 千円 (32,613 千円)

区分	内 容
人材育成	○要約筆記者，盲ろう者通訳・介助員，失語症者向け意思疎通支援者等の養成研修 ○盲ろう者向け通訳・介助員，失語症者向け意思疎通支援者【新規】の派遣事業 ○音声機能障害者発声訓練，指導者養成 等
その他事業	○身体障害者補助犬の育成 ○障害者社会参加推進センターの運営 ○生活訓練事業（オストメイト社会適応訓練事業） ○点字による即時情報ネットワーク ○字幕入り映像ライブラリー ○要約筆記者派遣ネットワーク ○心のバリアフリー推進員設置 等

(イ) 市町実施：市町障害者地域生活支援事業 予算額：725,618 千円 (699,788 千円)

区分	内 容
必須	相談支援事業，成年後見制度利用支援事業，成年後見制度法人後見支援事業，意思疎通支援事業，日常生活用具給付等事業，移動支援事業，地域活動支援センター機能強化事業，理解促進研修・啓発事業，自発的活動支援事業，手話奉仕員養成研修事業
任意	福祉ホームの運営，訪問入浴サービス，生活訓練等，日中一時支援，レクリエーション活動等支援 等

3 保健・医療の充実

(1) 障害者に対する医療サービスの充実

ア 自立支援医療（更生医療・精神通院医療） 予算額：4,668,108千円（4,716,823千円）
心身の障害状態の軽減を目的とした更生医療，精神通院医療を給付又は給付に係る経費の一部を負担する。

イ 重度心身障害児（者）医療費 予算額：4,011,663千円（4,097,367千円）
重度心身障害児（者）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため，重度心身障害児（者）医療費を負担する市町に対し助成する。

(2) 発達障害者支援体制の充実 予算額：79,750千円（57,283千円）

ア 発達障害地域支援体制推進事業【一部新規】

発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを配置し，市町だけでなく，事業所，医療機関，学校等に対して指導，助言等を行い，地域における重層的な支援体制を構築する。

また，市町，事業所，学校，医療機関等における人材育成に取り組むとともに，発達障害に係る普及啓発を行う。

併せて，発達障害の家族支援体制を充実するため，ペアレント・トレーニングの普及に努めるとともに，発達障害の適切な診療を確保するため，専門的医療機関を中心としたネットワークを構築する。

さらに，新たに専門医療機関における診療の円滑化を図るため，診療に必要なアセスメント等を事前に社会福祉法人等の支援機関で実施する。

区 分	内 容
地 域 支 援 体 制	地域支援マネジャー（2人）による市町，事業所，医療機関，学校等への支援
人 材 育 成	○教職員対象スキルアップ研修 ○早期発見・早期支援関係職員対象スキルアップ研修 ○支援者対象基礎研修 ○医師対象研修
家 族 支 援 体 制	○ペアレントメンター養成研修，ペアレントメンターコーディネーター養成研修 ○ペアレント・トレーニング実施者養成研修
発 達 障 害 の 医 療 体 制 整 備	○発達障害医療機関ネットワーク構築 ○発達障害診療円滑化支援【新規】

イ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害児（者）に対する支援を総合的に担う広島県発達障害者支援センターを運営する。

※主たる業務：相談支援，発達支援，就労支援，機関連携・連絡調整，情報提供・研修

ウ 児童発達支援センター等機能強化事業【新規】

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や障害の疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制を確保する。

また、保育士等地域の子育て支援機関に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

(3) 医療型短期入所施設補助事業【新規】 予算額：3,092千円(0千円)

医療的ケアの必要な障害児(者)を在宅で介護する家族等を支援するため、受入施設が不足している尾三圏域及び備北圏域において、病床を活用した医療型短期入所事業を実施する医療機関に対して、未利用日数に対する収入相当額を補助し、短期入所の定員を確保する。

- ・尾道市立市民病院：定員1名(利用市町：尾道市，三原市，世羅町，府中市)
- ・市立三次中央病院：定員2名(利用市町：三次市，庄原市，安芸高田市，世羅町，尾道市)

(4) 県立医療型障害児入所施設整備事業 予算額：79,836千円(52,834千円)

県立医療型障害児入所施設(わかば療育園，若草療育園，若草園)について、療育環境の改善，重症心身障害児(者)の在宅支援機能の強化及び医療体制の一本化による診療の充実を図るため，移転・改修等を行うこととし，必要な工事の実施設計を実施する。

区 分	内 容
整 備 内 容	療育環境の改善(多人数部屋の解消，一人当たり病床面積の拡充，個別空調設備の整備等)，在宅支援機能強化(短期入所定員の確保等)，医療体制の一本化(わかば療育園の移転)等
整備スケジュール	○平成30年度：実施設計，地質調査 ○平成31年度以降：実施設計，移転・改修工事等

4 地域生活の支援体制の構築

(1) 障害福祉サービス等の充実

ア 障害者介護サービス等給付事業 予算額：16,810,464千円(16,265,441千円)

障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費・障害児通所支援，障害者療養介護医療費，補装具給付費)の提供に係る公費負担を行う。

イ 障害者社会参加推進事業〔再掲〕 予算額：52,133千円(32,613千円)

ウ 児童福祉法関係事業 予算額：797,172千円(772,666千円)

障害のある児童が，日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所するための費用の一部又は全部を負担する。

区 分	内 容
障害児入所給付費	障害児入所給付費， 障害児入所医療費
障害児施設措置費	障害児入所施設等への入所措置に係る費用

エ 障害福祉サービス事業所等整備費補助金 予算額：202,025 千円 (200,025 千円)

※前年度からの繰越額を含む場合 予算額：362,309 千円 (374,166 千円)

社会福祉法人等が設置する障害福祉サービス事業所等の整備に要する経費を助成する。

年度区分	施設種別	箇所数	整備区分
平成 30 年度分 (繰越(補正)分)	障害児通所支援事業所	1 箇所	創設
	障害者(児)施設のブロック塀点検	24 箇所	点検
	障害者(児)施設のブロック塀改修	56 箇所	改修
	障害者(児)施設の非常用自家発電設備	12 箇所	設置
平成 31 年度分	共同生活援助(グループホーム)	3 箇所	創設・増築
	就労継続支援B型	3 箇所	創設
計		99 箇所	

(2) 障害者地域生活支援体制推進事業 [一部再掲] 予算額：22,316 千円 (16,842 千円)

市町における相談支援体制や地域生活支援システム整備に向けた取組を支援するとともに、相談支援事業者等の人材育成の強化に取り組み、各地域における支援ネットワークの形成など、地域生活支援体制の整備を図る。

また、医療を要する状態にある障害児等(医療的ケア児等)に対する支援が適切に行える人材を養成する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を実施するとともに、医療的ケア児等の支援に関する各分野の関係機関等による協議の場で協議を行う。

(3) 精神障害者地域生活支援事業 予算額：1,867 千円 (0 千円)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障害を有する当事者としての立場で、長期入院患者の退院意欲の喚起や、退院することへの不安の軽減、地域生活移行後の支援等を担うピアサポーターを養成し、精神障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備する。

1 ねらい

医療的ケアの必要な障害児(者)(医療的ケア児(者))を在宅で介護する家族等を支援するため、障害福祉サービス医療型短期入所定員の拡充を図る。

2 現状・課題

(医療的ケア児(者)の状況)

➢ 医療技術の進歩等を背景として、NICU(Neonatal Intensive Care Unit新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児(者)が全国的に増加している。

【平成 29 年 厚生労働科学研究 田村班報告[医療的ケア児(20 歳未満)のみ推計]】
 全国:18,272 人(直近 10 年でほぼ倍増) 広島県:422 人

(県内の医療的ケア児(者)に対応可能な医療型短期入所施設の状況)

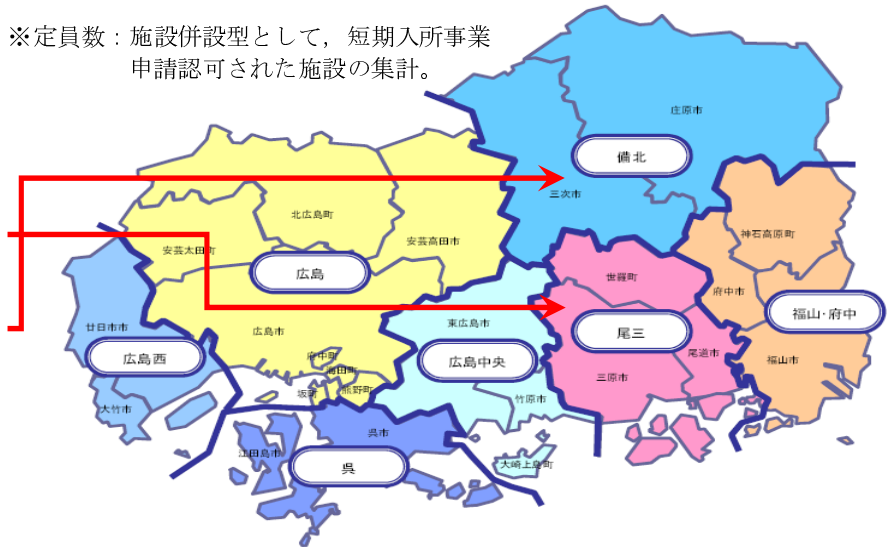
【尾三圏域】医療型短期入所施設がない。

【備北圏域】未就学児，人工呼吸器に対応していない。

(参考) 広島県障害者プランにおける障害保健福祉圏域

【医療型短期入所施設数(定員)】※定員数：施設併設型として，短期入所事業申請認可された施設の集計。

広島	3 (1 2)
広島西	3 (3)
呉	1 (8)
広島中央	3 (1 0)
尾三	0 (0)
福山・府中	1 (6)
備北	1 (4)



3 成果目標

成果指標	現状値(H29)	目標値(H33)
県内の医療型短期入所定員数	43 名	88 名

4 事業内容

受入施設が不足している尾三圏域及び備北圏域において、病床を活用した医療型短期入所事業を実施する医療機関に対して、未利用日数に対する収入相当額を補助し、短期入所の定員を確保する。(平成 31(2019)年 10 月開始予定)

- ・尾道市立市民病院：定員 1 名 (利用市町：尾道市，三原市，世羅町，府中市)
- ・市立三次中央病院：定員 2 名 (利用市町：三次市，庄原市，安芸高田市，世羅町，尾道市)

■ 発達障害地域支援体制推進事業【一部新規】 52,749千円 (H30 30,378千円)

1 ねらい

発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町において、個々の発達障害の特性に応じた適切な支援を受け、発達障害児（者）の自立と社会参加が促進されるよう、地域における重層的な発達障害支援体制を推進する。

2 現状・課題

（一部の専門医で初診待機期間が長期化）

- 発達障害の診療医 158 人のうち約 6 割が、初診待機 2 か月以上～12 か月以上となっている。
- かかりつけ医と専門医の役割分担・連携体制が整備されていないため、一部の専門医に患者が集中している。
- 診断、支援には客観的に状態を把握する必要があるため、アセスメントの強化が必要。

（発達障害を診療できる医師や検査・療育を行う医療従事者が少ない）

- 発達障害の診療を行うことができる医師を確保するため、診療医養成研修等に取り組み、医療機関数、医師数とも増加しているが、小児科医、精神科医全体の約 2 割にとどまっている。

〔発達障害の診療ができる医療機関（県ホームページ掲載のみ）〕

項目	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
医療機関数	68 機関	75 機関	107 機関	97 機関
医師数	91 人	103 人	147 人	158 人

（発達障害の子供、保護者への地域支援体制の充実が必要）

- 発達障害は生まれつきの特性で、子供は生きづらさ、保護者は育てにくさを感じることもあり、保護者等が子供の特性を早期に把握し、早期に適切な支援につなげることが重要であるが、適切な対応ができるように支援する体制が十分整備されていない。

- ☛ 支援ニーズに気付いた段階から、必要な支援が開始される早期支援体制の整備が必要
- ☛ 発達障害児（者）が身近な地域において、個々の特性に応じて柔軟な個別支援が受けられる体制整備が必要

3 成果目標

成果指標	現状値	目標値
1 ヶ月以上の初診待機者数（発達障害の診療に係るもの）（推計値）	2,728 人 (H29)	0 人 (H34)
発達障害の診療を行う医師数	158 人 (H29)	214 人 (H33)

4 事業内容

（1）発達障害地域支援体制推進事業

①地域支援体制の整備

○発達障害地域支援体制マネジメント事業（10,985 千円）

- ・市町、事業所、医療機関等が、発達障害児(者)の特性に沿った適切な支援ができるよう、専門的な知識や経験を有する地域支援マネージャーが個々の実情に応じて総合的な支援を実施

②人材育成

○発達障害支援スキルアップ研修事業等（3,959千円）

- ・市町、保育所、事業所、学校等において、発達障害児（者）の特性に配慮した相談、支援が適切に行われるよう、基礎・応用研修や教職員支援研修を実施
- ・地域のかかりつけ医を対象とした発達障害の初期の診療ができる診療医養成研修を実施

③家族支援体制の整備

○ペアレント・トレーニング実施者養成研修事業等（3,529千円）

- ・保護者が子供の特性を理解し、子供の育ちを支える力を向上させることを目的にペアレント・トレーニング(※)を行う市町等を対象に実施者養成研修等を実施

※ ペアレント・トレーニング：発達障害者の保護者が自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

④発達障害の医療体制整備

○発達障害医療機関ネットワーク構築事業（10,996千円）

- ・発達障害の診療ができる医師の養成等を行うため、拠点医療機関において陪席研修の実施や専門医とかかりつけ医の連携体制構築に向けた研修等を実施

○発達障害診療円滑化支援事業（3,040千円）【新規】

- ・専門医療機関における診療の円滑化を図るため、診療に必要なアセスメント等を事前に社会福祉法人等の支援機関で実施

(2) 児童発達支援センター等機能強化事業（20,240千円）【新規】

- ・地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や障害の疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制を確保
- ・保育士等地域の子育て支援機関に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施

